

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和6年第2回神奈川県議会定例会（6月13日提案分）提出議案件数調	1
2	令和6年度6月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和6年度神奈川県一般会計6月補正予算局別財源調書	2
3	令和6年度一般会計6月補正予算地方債について	4
4	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【政策局関係】	6
5	かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例を廃止する条例 の概要【政策局】	7
6	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法 人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	8

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 政策局

1 令和6年第2回神奈川県議会定例会（6月13日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	—
企 業 会 計	—
合 計	1

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 廃 止	1
条 例 の 改 正	11
工 事 請 負 契 約 の 変 更	1
動 産 の 取 得	4
指 定 管 理 者 の 指 定	4
そ の 他	3
合 計	24

2 令和6年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,104,512,000	12,226,740	2,116,738,740
特 別 会 計	2,246,937,608	—	2,246,937,608
企 業 会 計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,511,770,288	12,226,740	4,523,997,028

(参考) 前年度(令和5年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	6月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,278,408,006	4,963,115	2,283,371,121
特 別 会 計	2,255,966,344	212,419	2,256,178,763
企 業 会 計	163,885,463	—	163,885,463
合 計	4,698,259,813	5,175,534	4,703,435,347

(1) 令和6年度神奈川県一般会計6月補正予算局別財源調書

局 別	予 算 額	財 源			
		国庫支出金	分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	財産収入
政 策 局	1,756				
総 務 局					
くらし安全防災局	1,737,709	1,399,170			
文化スポーツ観光局	28,215				
環 境 農 政 局	84,094	83,335			
福祉子どもみらい局	5,867,695	1,585,672			
健 康 医 療 局	1,379,580	957,851			
産 業 労 働 局	2,183,549	1,904,245			
県 土 整 備 局	879,814				
会 計 局					
各 局 委 員 会					
教 育 委 員 会	10,364	10,364			
警 察 本 部	53,964				
小 計	12,226,740	5,940,637			
合 計	12,226,740	5,940,637			

(単位 千円)

内 訳					備 考
寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源	
				1,756	
		28		338,511	
				28,215	
				759	
	4,278,218	34		3,771	
		8		421,721	
		55	177,000	102,249	
			756,000	123,814	
				53,964	
	4,278,218	125	933,000	1,074,760	
	1,074,760			△ 1,074,760	その他特定収入
	5,352,978	125	933,000		

3 令和6年度一般会計6月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み	当 該 年 度 末 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額	
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 普通債	(1,134,415,320) 1,490,815,486	(1,113,488,146) 1,490,885,436	補正前の額	76,869,000	(121,569,935) 128,757,378	(1,069,720,211) 1,439,930,058	
			補 正 額	933,000	-		
			計	77,802,000	(121,569,935) 128,757,378		
	(1) 民生	(31,260,845) 35,786,968	(29,285,831) 35,280,565	補正前の額	578,000	(2,637,841) 1,673,001	(27,225,990) 34,185,564
				補 正 額	-	-	
				計	578,000	(2,637,841) 1,673,001	
	(2) 衛生	(17,482,358) 19,860,259	(16,207,942) 19,455,813	補正前の額	1,155,000	(1,689,984) 969,257	(15,672,958) 19,641,556
				補 正 額	-	-	
				計	1,155,000	(1,689,984) 969,257	
	(3) 労働	(6,212,456) 7,870,775	(5,478,646) 7,088,045	補正前の額	62,000	(1,169,039) 1,001,590	(4,371,607) 6,148,455
補 正 額				-	-		
計				62,000	(1,169,039) 1,001,590		
(4) 農林水産	(59,150,198) 76,685,930	(54,893,856) 74,503,984	補正前の額	2,726,000	(7,062,118) 8,711,075	(50,557,738) 68,518,909	
			補 正 額	-	-		
			計	2,726,000	(7,062,118) 8,711,075		
(5) 土木	(722,491,982) 997,145,661	(705,255,166) 985,566,708	補正前の額	48,772,000	(80,842,259) 90,556,339	(673,940,907) 944,538,369	
			補 正 額	756,000	-		
			計	49,528,000	(80,842,259) 90,556,339		
(6) 警察	(53,919,883) 61,853,881	(54,669,175) 65,634,415	補正前の額	3,702,000	(4,584,274) 2,908,031	(53,786,901) 66,428,384	
			補 正 額	-	-		
			計	3,702,000	(4,584,274) 2,908,031		
(7) 教育	(157,916,880) 184,643,843	(167,305,048) 198,080,242	補正前の額	13,826,000	(11,939,616) 10,905,683	(169,191,432) 201,000,559	
			補 正 額	-	-		
			計	13,826,000	(11,939,616) 10,905,683		
(8) その他	(85,980,718) 106,968,169	(80,392,482) 105,275,664	補正前の額	6,048,000	(11,644,804) 12,032,402	(74,972,678) 99,468,262	
			補 正 額	177,000	-		
			計	6,225,000	(11,644,804) 12,032,402		
2 災害復旧債	(5,706,742) 5,800,276	(5,703,369) 5,961,976	補正前の額	583,000	(398,158) 146,215	(5,888,211) 6,398,761	
			補 正 額	-	-		
			計	583,000	(398,158) 146,215		
	(1) 総務	3,000	(2,820) 3,000	補正前の額	-	(180) -	(2,640) 3,000
				補 正 額	-	-	
				計	-	(180) -	
	(2) 農林水産	(1,386,003) 1,470,027	(1,599,093) 1,730,136	補正前の額	234,000	(99,654) 40,880	(1,733,439) 1,923,256
				補 正 額	-	-	
				計	234,000	(99,654) 40,880	
	(3) 土木	(4,317,739) 4,327,249	(4,101,456) 4,228,840	補正前の額	349,000	(298,324) 105,335	(4,152,132) 4,472,505
補 正 額				-	-		
計				349,000	(298,324) 105,335		

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
3 その他			補正前の額	30,000,000	(164,607,585) 179,348,080	(1,807,325,454) 2,345,158,068	
			補 正 額	-	-		
			計	30,000,000	(164,607,585) 179,348,080		
	(1) 減税補填債	(66,109,373) 131,744,625	(54,149,318) 114,703,355	補正前の額	-	(13,088,933) 28,230,375	(41,060,385) 86,472,980
				補 正 額	-	-	
				計	-	(13,088,933) 28,230,375	
	(2) 臨時税收補填債	(9,289,475) 18,395,000	(7,266,025) 18,395,000	補正前の額	-	(2,023,450) -	(5,242,575) 18,395,000
				補 正 額	-	-	
				計	-	(2,023,450) -	
	(3) 減収補填債	(113,764,220) 116,405,099	(105,549,398) 110,060,877	補正前の額	-	(8,384,702) 5,833,222	(97,164,696) 104,227,655
				補 正 額	-	-	
				計	-	(8,384,702) 5,833,222	
	(4) 臨時財政対策債	(1,846,444,342) 2,303,269,854	(1,767,048,577) 2,243,331,195	補正前の額	30,000,000	(140,616,548) 144,970,531	(1,656,432,029) 2,128,360,664
				補 正 額	-	-	
				計	30,000,000	(140,616,548) 144,970,531	
	(5) 枠外債	47,537	40,053	補正前の額	-	7,772	32,281
				補 正 額	-	-	
				計	-	7,772	
	(6) 調整債	(8,233,848) 8,281,848	(7,879,668) 7,975,668	補正前の額	-	(486,180) 306,180	(7,393,488) 7,669,488
				補 正 額	-	-	
				計	-	(486,180) 306,180	
合 計	(3,184,010,857) 4,074,759,725	(3,061,124,554) 3,991,353,560	補正前の額	107,452,000	(286,575,678) 308,251,673	(2,882,933,876) 3,791,486,887	
			補 正 額	933,000	-		
			計	108,385,000	(286,575,678) 308,251,673		

備考 () は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

4 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【政策局関係】

2款 総務費 1項 政策費

- ・ 宮ヶ瀬やまなみセンター指定管理費 207千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。
- ・ 相模湖交流センター指定管理費 1,549千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

【議案（条例その他 その3） 定県第57号議案】

5 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例を廃止する
条例の概要

(1) 廃止の理由

かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金を廃止することに伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その3） 定県第58号議案】

6 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加えるほか、2法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年8月1日。ただし、新たに指定する法人等については、公布の日。

イ 経過措置

令和6年3月31日以前に、本条例で解散に伴い削除される特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る当該法人の指定及び税額控除の対象となる期間については、なお従前の例による。